

議案第39号

財産（土地）の取得について

次のとおり財産（土地）を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 取得する財産及び数量

土地 北上市成田26地割109番1 外5筆 計5,083.97平方メートル

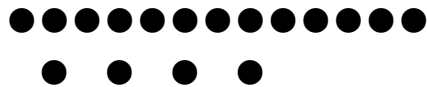
2 取得の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。

3 取得する価格

43,661,130円

4 取得する相手方



令和4年9月1日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

北上工業団地整備事業の用地として、取得しようとするものである。

土地の表示

所在地	地積 (㎡)
北上市成田26地割109番1	1,016.03
北上市成田26地割109番2	1,734.67
北上市成田26地割110番1	374.83
北上市成田26地割110番3	29.17
北上市成田26地割115番1	1,861.22
北上市成田26地割116番1	68.05
計	5,083.97

位置図

